

# 税金よもやま話

第97回

東京地方税理士会 藤沢支部  
木村 直

## 失敗しない医療法人化へのメリットとデメリットは何か

### 【1】はじめに

独立開業している医師が、事業が順調なため将来は病院を医療法人化したい、という願望の成否はどうか？ 普通に考えれば会社組織にするので相当な節税になるのでは、と考えるほうが確かに自然ではあるが・・・

そこで今回は、この「永遠の課題」の項目を箇条書きにしてみたいと思う。「医療法人化はさらに儲かり、キャッシュも増えるだろう」といった安易な考えが、結果として失敗し後悔してはいけない。

ところでそもそも「法人」とは何か？ それは法的に人として扱うことが認められた組織、人格である。病院(クリニック)を医療法人化すると、そこを経営するのは医師ではなく医療法人になる。これを理解すると、法人化のメリット・デメリットの理解を助けるであろう。

### 【2】医療法人設立のメリット

- ①個人では認められない分院や介護事業所など複数の事業所を経営できるようになる。多角化や高収益化を目指す医師にとっては魅力であろう。  
また例えば子供に承継する場合も、医療法人であれば新たに開設許可を受ける必要がない。
- ②後継者を理事と社員にして医院(診療所)の管理者を変更すると、相続及び事業承継対策がスムーズに行える。
- ③院長への報酬は法人から給与として支払われるので(30年度改正から一定額以上は制限されるが)給与所得控除を受けることができる。また家族を医療法人の役員にして報酬の支払いができる。よって所得税や住民税の個人課税は法人課税になり最高税率が下がるため、大きな節税になる。
- ④個人事業では認められていなかった退職金支払いが、引退時に院長(理事長)や家族に対して税法上の限度額の範囲内で支給可能になる。退職金は通常の給与よりも税制面で大きく優遇される。
- ⑤生命保険料など経費支出が増える。
- ⑥厚生年金加入で保険料の半分を負担するので、損金が増える。
- ⑦個人では赤字の繰越控除が3年間であるが、法人では9年間となる。

### 【3】医療法人設立のデメリット

- ①法人設立手続きが煩雑で、毎年の事業報告書・資産登記・理事会の議事録など書類作成の負担が大きくなる。また社会保険の加入義務が生じるため、かなりの費用負担となる。
- ②現在は出資持分のない医療法人しか設立できない。出資持分とは、出資額に応じて有する財産権の一種で、この権利がないと設立時にいくら出資していても医療法人の解散時の残余財産は、出資者に分配されない。(基金抛成型医療法人は持ち出した金額分だけは戻る)  
公益性・非営利性から残余財産は国や地方公共団体などに帰属するが、日頃より熱心に貯めた資金を没収される、と解釈されるため後継ぎのいない病院にとっては法人化の大きな足かせとなっている。そのため医療法人化については、自分の代だけでなく次世代まで見通して設立を検討した方が良いと言える。

### 【4】まとめ

設立後の法人申告への過程では、理事や親族への適正な役員報酬額の決定、福利厚生費、役員社宅の扱い、ゴルフ会員権とプレー費、医療機器導入の選択、寄付金、消費税などを慎重に行うとともに、出資持分の評価、出資持分の相続対策、事業承継と税金、医療相続と相続時精算課税制度などの難解な項目の課題も数多い。専門家に相談し、一つ一つを慎重に検討し解決に向かうべきである。